

さい議会だより



大阪市吉本興業本社で行われた「佐井村・西目屋村・青森公立大学包括研修」
[笑いによる地域活性化全国プロジェクト]に取り組む「住みます芸人」の方と・・・関連記事 9 ページ

12
月
定
例
会

危機管理体制を問う・・・5 ページ

住民に職員不祥事の説明すべき・・・7 ページ

早期に高齢者の除排雪対策を・・・8 ページ

平成25年第4回定例会は、12月4日から5日までの2日間の会期で行われました。
村長から承認2件、補正予算案1件、条例案3件、人事案2件、その他1件の計9件、陳情の採択に伴う意見書案2件が提出され、それぞれ全会一致で原案どおり決しました。

災害対策用 保存食・畜電気等機材を購入

会 計	補 正 前	補 正 額	計
	24 億 1753 万 5 千円	△243 万円	24 億 1510 万 5 千円
一 般 会 計	地域防災力強化事業による保存食・畜電気等購入 役場庁舎受水槽並びに正面玄関ドア改修工事費 長崎大学水産学部との連携交流事業旅費 子ども子育て支援システム導入委託料等 保育所児童増加による指定管理料 福浦漁港機能強化事業津波の解析調査等委託料 並型漁礁工事費 管内小中学校パソコン購入・バージョンアップ		262 万円 309 万 9 千円 124 万 3 千円 463 万 1 千円 731 万 1 千円 △1361 万円 223 万 8 千円 118 万 2 千円 など

審議した主な議案

○佐井村村税条例の一部改正

地方税法の一部改正に伴い、住民税に関して六十五歳以上の年金から特別徴収されている方々の転出の際の納付方法の変更。またこれまで分離課税であった国債、地方債、株式の配当所得が他の所得と合算して確定申告できることとなったもの。

○佐井村国民健康保険税条例の一部改正

村税条例の一部改正に伴い、国民健康保険税の所得割要件が変更になるため、改正するもの。

○村長の給与の特例に関する条例の一部改正

平成二十五年十一月十八日付けで懲戒処分した職員に係る管理監督者として、指導監督の適性を欠いた責任から、自らを減給十パーセント、三ヶ月の処分とし、平成二十六年一月一日から実施する。

12月定例会

陳情書の審査結果

件 名	陳 情 者	審査結果	付託委員会
看護師等の夜勤労働改善・大幅増員を求める陳情書	青森県医療労働組合 連合会	採 択	総務産業 常任委員会
「介護保険制度改革の中止を求める意見書」の提出を求める陳情書	青森県社会保障 推進協議会	採 択	総務産業 常任委員会

教育委員会委員 2 名を再任

教育委員

宮川由実子さん

平成二十五年十二月十九日に佐井村教育委員会委員 宮川由実子さんの任期が満了するため、引き続き同氏を選任することに、全会一致で同意しました。



宮川 由実子さん
(大佐井)

教育委員

坂井一尚さん

平成二十五年十二月二十六日に佐井村教育委員会委員 坂井一尚さんの任期が満了するため、引き続き同氏を選任することに、全会一致で同意しました。



坂井 一尚さん
(牛 滝)

度重なる職員の不祥事

村長の管理監督責任を問う

竹内典和委員

村長は自主的に給料を十パーセント、三ヶ月減給するということだが、前回と同じ処分である。

今回は、管理責任も重大な要因になっていることから、もう少し重い処分が妥当だと思うが、すでに三十五パーセント減額されているので、これ以上だと大変な事態になる。やむを得ないことだが、重大な責任があるという事だけは認識して頂きたい。

重く認めている

村 長

管理監督責任は重く認めている。今回の減給が妥当なのか、そうでないのかは議員、住民が判断する事だろうなという思いである。今回の事件については私の不徳の致すいたすところで、心からお詫び申し上げたい。





川岸一彦議員

ふるさと納税制度 特典制度で佐井村の魅力・情報発信を

村長——村の活性化に繋げる取り組みしたい

川岸議員

佐井村は平成二十年九月に、ふるさと佐井村応援基金条例、いわゆる「ふるさと納税」を制定した。平成二十四年度歳入歳出決算によると、二百五十七万四千円の基金を積み立てているが、条例制定後の基金の状況を二十五年度分も含めて報告して欲しい。

約262万円積立

村長

制度発足以来、東京佐井同郷会や青森村人会員をはじめ、全国の佐井村出身者や佐井村の縁の方、そして村を応援して下さる方々から多くの寄付を頂いている。

佐井村における「ふるさと納税」の状況は、平成二十四年度末で延べ件数六十

八件、金額にすると二百五十七万四千円。本年度は今日現在四件で、五万円となつてゐる。寄附するにあたり使途を指定してもらつてゐるが、これまでの状況をみると「村の将来を担う子どもたちのため学校教育の充実と郷土文化の伝承」を希望する方々が多い。寄附金は、ふるさと佐井村応援基金に積み立てられ、今後の村の施策実施に反映させていきたいと考えてゐる。

子ども達のための事業の考えは

川岸議員

今年には四件で五万円ということは、合わせて二百六十二万円ほどの基金がある。寄附して頂く人のほとんどが村の将来を担う子どもたちのための教育に使つて欲しいということであるが、

教育委員会と協議する

村長

今まで小中学校の子ども達には、色々な部分で応援もしながらやってきた。これからは、この基金の中から活用したら如何なのかと、教育委員会とも協議してみたい。

佐井村の魅力伝える取り組みを

川岸議員

今後大いに活用して、時代を担う子どもたちの成長に役立ててほしい。また、寄附金の一層の協力と理解を仰ぎ、佐井村の応援隊を確保する対策として次の事を提案したい。

全国各自自治体では、何種類かの中から希望する特産品を進呈する特典を設けており、特産品が良好な評価を得て、思わぬ方向に発展し地元商品のピーアールや地域の活性化につながり効果を出している。

佐井村の魅力伝える特産品も様々あるし、また宿泊券や食事券で佐井村に来ていただく機会を作つてもらうなど、魅力ある取り組みを進めてはどうか。

特典制度を設けたい

村長

佐井村では「特典制度」は設けておらず、礼状に「村政要覧」更にはマンガ版の「佐井村の歴史」などを送つてゐるのが現状である。佐井村の情報発信や特産品のピーアール、販路拡大など村の活性化に繋げていくためにも特典制度を設けていきたい。

ホームページを
やすく改善しては

川岸議員

また、現在の佐井村のホームページを改善し、トップページにふるさと納税が表示され、興味をもたれるようにしてはどうか。

改善する方向で進めたい

村長

ふるさと納税に関しては、ホームページ上の「村の取り組み状況」をクリックしなければ表示されない。他の自治体はトップにふるさと納税の表示を貼り付け目を引き、また見やすく興味を引く工夫がされているので、参考にし改善する方向で進めていきたい。



未来を担う子どもたちのために

予測不能な災害に万全の態勢を

住民救う危機管理体制を問う

村長－災害発生時の行動マニュアルにより対策本部設置

川岸議員

十月十六日の台風二十六号が伊豆大島を襲い、多くの犠牲者が出た。このことは、大島町の町長等が出張中で、避難指示が遅れたことがマスコミ等で話題となったが、佐井村の危機管理体制はどのようになっているのか。

連絡体制確立し
対策本部設置

村長

佐井村における災害発生時の行動マニュアルは、住民等からの通報を受け、総務課長または、総務課担当職員により、村長・教育長・各課長への連絡体制をとり、職員参集後設置基準に基づき、対策本部を設置する。本部長には村長が当り指揮監督する事となっている。更に教育長、総務課長、住民福祉課長、産業建設課長、生涯学習課長、出納室長及び消防団長が本部員となり、災害の規模や状況等により、各課長等から職員に所要の指示をする体制となっている。

災害時以外の
村長不在時は

川岸議員

災害時以外で、村長が色々な事情で長期不在になる場合は、村長に代わる職務代理者を置くのか。

現段階で
置く予定はない

村長

この度の私の入院についてだと思いが、現段階では危機管理監督としての意思確認や、携帯電話等で連絡は密にできるものと思っているので、体制に支障がないものと判断しており、職務代理者を選任する必要がないものと考えている。

災害対策本部の組織機構図

◎佐井村地域防災計画

災害対策本部	
本部長	村長
副本部長	副村長
本部付	教育長 消防団長
本部員	総務課長 住民福祉課長 産業建設課長 出納室長 生涯学習課長 佐井消防分署長 議会事務局長

災害以外[職務代理者]

◎佐井村長職務代理者を定める規則
(昭和40年 佐井村規則第1号) 抜粋

1. 地方自治法第152条第2項によるもの
佐井村職員中、総務課長の職にある者
2. 地方自治法第152条第3項によるもの
佐井村職員中から席次の上下により、
席次の上下が明らかでないときは年齢
の多少により、年齢が同じである時は
くじにより定めた順序の者

※地方自治法第152条は10ページを参照して下さい。



竹内典和議員

今一度観光に力を 下北半島ジオパーク 認定に向けた構想は

村長 — まずは地元を学ぶ仕組みで郷土愛育む

竹内典和議員

調査研究は
進んでいるか

竹内典和議員

調査研究は進んでいるのか。

今後協議会の中で
協議していく

村長

現段階で具体的な
構想はない

村長

現段階においては、具体的な構想は出来ていないが、※ジオサイト内となる佐井村においては、願掛岩、縫道石山、仏ヶ浦、福浦崎、焼山崎など特徴的な地質資源が存在することから、様々な面で幅広く活用できるものと考えている。加えて、新たな観光資源を掘り起こす機会になるのではと期待している。

学校教育への取り
組みは

竹内典和議員

ジオパークによる子ども達の学校教育への取り組み、また案内人、指導者、ボランティア等の教育、人づくりは。

教育面の波及効果
に期待が持てる

教育長

地域の特性を学ぶ、知ること、郷土愛を育むことにつながり、教育面の波及効果に大きな期待が持てる。地層の研究調査その資料データ等が整備される中で学校の授業に活用できるか、学校現場と詰めなければならぬ。

人材育成体制を構築
及び充実させる

村長

人材育成については、ガイドの養成が重要となり、地域の学識経験者や地元の有志を募り、知識レベルや接客方法などの差が生じないよう、育成体制を構築、充実していくと考えている。

相当の
教育知識が必要

竹内典和議員

普通の観光地と違い、相当の教育知識が必要であり、例えば大学の先生を講師に呼ぶとか、専門家を派遣して勉強させるのか。

公民館活動、社会
教育からスタート

教育長

まずは公民館活動や社会教育の中でスタートし、ボランティアガイドとして協力いただきたいと考えている。

本腰を入れてやる
べき

竹内典和議員

具体的な科学的知識が必要であれば、本腰を入れてやるべきだ。

地元を知ることが
必要

教育長

高度な知識をもった方をお招きして、勉強会を開いていく事も可能なのかと思うが、基本的には村民個々が率先して地元を知ることが必要である。

ジオパーク認定に
なった場合は

竹内典和議員

ジオパークになった場合は「観光への活用、地域住民の会等を設立して、観光の振興を図る」とあるがどういうことか。

関係機関と連携し
ていきたい

村長

下北の大地の魅力を掘り起こし、知識欲を刺激する

※日本ジオパーク・・・地球活動の遺産を主な見所とする自然の中の公園。2013年12月現在で日本ジオパーク委員会が27地域を認定している。

※ジオサイト・・・ジオパークの中での見学場所。

※下北半島ジオパーク構築推進協議会・・・下北地域にある貴重な地質資源などの保護及び教育や観光資源としての活用を図ることを目的に、下北半島の5自治体の長及び教育長並びに学識経験者など21団体で構成され、現在平成26年度の日本ジオパーク認定を目指し、調査・研究と活用方法の検討を行っている。

旅の提案、豊かな食、温泉等を堪能しながら、既存観光のレベルアップに取り組み、観光協会ならびに関係機関と連携していきたいと考えている。

再発防げなかった職員の不祥事

住民に説明責任果たすべき

村長 — 定期的に内部監査等行い信頼回復に努める

竹内典和議員

職員による団体の預かり金の流用、着服の不祥事があった。再発防止策を徹底し、二度と起こさないはずが一年もたずにまた起きた。行政の最高責任者としての所信は。

責任十分

痛感している

村長

村長としての責任を十分痛感している。職員に対し適正な業務の遂行と職務の精励を呼びかけてきたが、本当に残念だ。村民の皆さまにお詫び申し上げたい。

住民への説明責任
果たすべき

竹内典和議員

今回の大きな原因は管理責任で、行政ばかりでなく議会にも責任があると思う。管理体制が全く機能していないのではないかな。

実態を徹底的に調査し、原因を究明した上で、住民への説明責任を果たすべきと思うが、どのように考えるか。

議会への答弁などで説明責任とする

村長

私としては、村内の各会合や会議、行政懇談会等の中で報告し、謝罪していきたい。また、議会への答弁などをもって説明責任とさせていきたい。

検証結果を問う

竹内典和議員

不可解な住民がたくさんいることから、それでは納得しないのではないかな。きちんと説明し納得してもらうことが信頼回復、再発防止に繋がると思う。

監視の目が行き届かなかったと反省

村長

通帳と印鑑の管理不行き届き、支出伝票の不備が確認されている。職員間の信

頼関係の中から、監視の目が行き届かなかったものと反省している。

なぜ刑事告訴しないのか

竹内典和議員

色々な再発防止策を練ったのだから、結局、二回目の不祥事が発生したことは、抑止力が働かなかったというところで、対応が甘かったのでは。

不祥事後、懲戒免職にはしたが、刑事告訴まではしていない。どうしてか。

得るものが

何もない

村長

今、刑事告訴しても得るものが何もないし、制裁も受け、反省もすると思うので告訴しないことにした。

懲戒審査委員会の
改革必要では

竹内典和議員

果たしてそうなのか。私はそう思わない。また、懲罰を懲戒審査委員会の答申を聞いたとあるが、その委

員会にも問題があるのではないかな。メンバーは全員役場の課長で身内、仲間である。適切な答申ができると思えない。改革の必要があるのでは。

委員にも問題があるのではないかな。メンバーは全員役場の課長で身内、仲間である。適切な答申ができると思えない。改革の必要があるのでは。

公平な立場の
第三者を入れる

村長

今後は、公平な立場の第三者を加え、住民から誤解されないようにしたい。

対処の仕方が
甘かったのでは

竹内典和議員

最大の原因は薄っぺらな気持ちでかばったことではないかと私は思う。その結果、再発、更に罪を大きくし、みんなを不幸にした。結果論だが、二度とさせないという強い意志で対処し、引導を渡していたら、こうはならなかったのではないかな。その一つが告訴なのではないかな。罪を犯せば罰を受ける。それが世の常だと思うがどう考えるか。

今後はきちんと
対応したい

村長

それに反目はできない。今後はきちんと対応していきたい。

再発防止策は

竹内典和議員

私が残念なのは、結果的に若い彼の人生を狂わせてしまったこと。最高責任者として情に流されず、親身になってけじめをつけていれば、違った結果が出ていたのではないかな。しっかりと職員の教育、人づくりをし、不祥事をなくし、信頼回復に努めて頂きたい。最後に再三だが、どのような再発防止策を考えているのか。

定期的に内部監査
を入れる

村長

定期的に内部監査を入れて、再発防止に努めていきたい。

追跡質問

除雪シーズンの到来 除排雪体制は出来ているか

坂井議員

昨年の三月定例会で、除排雪の件について質問し、排雪場所の設定について要望したが、シーズン前には各町内あるいは地区ごとに、一時的に保管できる排雪場所を設置したいという回答であったが、その後の経過は。

行政懇談会の場で説明する

参事・産業建設課長

十二月十三日に行われる行政懇談会の場で、行政連絡員の方に説明する準備を進めている。

除雪した雪の保管場所決定したのか

坂井議員

除雪した雪の保管場所の設定について概ね決まっているということか。

公用施設等予定

参事・産業建設課長

昨年度も各地区から簡素的な部分は示されていた。また、両佐井については公

用施設等を予定している。

高齢者に対する除排雪の体制は

坂井議員

村民は、各自軽トラックなどでアルサス周辺等の海岸に運んでいるようだが、危険であるし、特に高齢者の家庭などは排雪に非常に苦労しているので、村が責任をもって排雪場所を設定して欲しい。

また、近年の豪雪で排雪時の悲惨な事故が起きている。三月定例会では、特に高齢の家庭のためのボランティアなどによる除排雪の体制を整えるべきではないかと質問した。今年も大雪の兆候であるとの話も聞いているし、いつ降ってもおかしくない時期なので、そのような体制は出来ているのか。

関係機関に

お願いしている

村長

私も心配で、先般、社会福祉協議会の中でも議題にして欲しいとお願いしてい

一刻も早く具体的な体制構築せよ

坂井議員

三月定例会の中で私は、各地区や民生委員とか、地域担当職員の事を例に出して話をしている

シーズン前には体制を整えておくとはっきり答弁しているが、まだ具体的な体制は構築されていないというところは、非常に残念である。一刻も早く、体制を整えていただきたい。

早急に対応したい

村長

具体的に前に進んでいない状況なので、早急に対応したい。



車での排雪中、海に転落する可能性も…



子どもにとっては楽しい雪遊び

平成 25 年 10 月 21 日 大阪市吉本興業本社

佐井村・西目屋村・青森公立大学包括研修

総務産業常任委員長…山口 捷夫

平成二十五年十月二十一日、大阪市吉本興業本社にて、青森公立大学と包括連携協定を結んでいる佐井村、西目屋村両村の村長・教育長・議員と地域活性化ビジネスを手がけている吉本興業による包括研修が行われた。

この研修の目的は、吉本興業が行っている全国地域活性化プロジェクトを通じて、両村が抱える過疎対策の問題や、魅力ある村づくりを共に考えようというものである。

始めに吉本興業の基幹部分である「吉本クリエイティブエージェンシー」の戸田義人常務に「笑いによる地域活性化全国プロジェクト」の取り組みについて説明を受けた。この取り組みは、地域による場所の特性や利点を生かし、マイナス部分を逆にプラスに転換させるため、笑いを通して地域の悩み、要望を形にして

いくプロジェクトである。四十七都道府県に一人ずつエリヤ社員と「住みます芸人」一組の計二組の社員を配置して実施しているという。「住みます芸人」とは実際に担当の県に住み、地域を元気にすること、そして情報発信、情報の流通をメディアを通じて行うのではなく、

独自でダイレクトに受信・発信できる役割を担っている。青森県には、「キューティーブロンズ」というお笑い芸人が住み活動しているのは非両村に呼んでもらい、一緒に地域の課題等をプラスの状況に出来るよう、進めていきたいとのことで、住みます芸人によるイベントの集客や観光に関する全国の様々な事例を紹介して頂き、吉本興業の発想の柔軟性を深く感じた。

二組の「住みます芸人」による実体験の報告で

は、各地域の目の前のお客様に喜んでいただくことにやりがいを感じているとの事であった。

更に経営感覚に優れた戸田常務に、両村の観光パンフレットについて意見を伺ったところ、「全国どこにでもある一般的なものである」との厳しい評価を頂き、行政主導ではなく民間で作成し「オリジナル」「特別」「一押し」等をアピールしたほうが良いとのアドバイスも頂いた。

青森公立大学香取学長の進行のもと、ワークショップ形式で行われた意見交換では、両村の議員一人ひとりが「村の自慢」や「課題」について発表し、互いの理解を深めた。両村とも、若者の定住化や、少子高齢化などの共通問題に、どう取り組むべきかを新たな視点で考える良い機会となった。



吉本47ご当地市場の両村の販売ブース



吉本クリエイティブエージェンシー 戸田義人常務

下北郡町村議会議員及び事務局職員合同研修会

11月20日佐井村

下北郡町村議会議長会主催（大間町・東通村・風間浦村・佐井村）の標記研修会には、議員ならび事務局職員合わせて43人が参加し、11月20日にアルサスで開催され、講師である、(株)青森経営研究所 北村真夕美社長より「私とみちづくり運動」と題した講演が約1時間半行われました。

北村氏は現在、国土交通省 国土審議会特別委員や内閣府 男女共同参画推進連携会議議員、青森県男女共同参画推進協議会会長など多くの要職にあります。今回は自らの経験から、「遅れている下北の道路事情を新聞の全国紙に投稿すること、また道路問題に明るい国会議員を講演等で招き、力強く何回でも訴え続けること。」など熱く語っていただきました。



当地域の重要路線である国道279号は、^{きょうあい}狭隘なうえに急カーブが多く、また風間浦村内には落石箇所があります。2011年3月11日に発生した東日本大震災にも通行止めとなり、またこれまでも何度となく通行が妨げられています。今後においても万が一、災害が発生した場合は、通行止めが余儀なくされますので、大間町から旧大畑町までの新たな付け替え国道が必要となってきます。今回の講演を拝聴して、遅れている道路問題を解消すべく意を強く持ち、新たな付け替え国道の建設や川内佐井線等の県道の通年通行が早期に実現されるよう取り組んでいきます。

地方自治法「第152条」（※関連記事5ページ）

第1項・・・割愛

第2項 副知事若しくは副市町村長にも事故があるとき、若しくは副知事、若しくは副市町村長も欠けたとき又は、副知事、若しくは副市町村長を置かない普通地方公共団体において、当該普通地方公共団体の長に事故があるとき、若しくは当該普通地方公共団体の長が欠けたときは、その補助機関である職員のうちから当該普通地方公共団体の長の指定する職員がその職務を代理する。

第3項 前項の場合において、同項の規定により普通地方公共団体の長の職務を代理する者がいないときは、その補助機関である職員のうちから当該普通地方公共団体の規則で定めた上席の職員がその職務を代理する。

～議会を傍聴しませんか～

第1回議会定例会は3月です。

みなさんの議会傍聴をお待ちしています。

定例会の日程や一般質問の質問内容などについては、サイボード及び佐井村ホームページ（<http://www.sai.e-shimokita.jp>）内の『議会のお知らせ』で配信します。